

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和3年那智勝浦町議会第4回定例会)

令和3年12月9日
9時30分 開 議
於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第17号 専決処分(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	6
日程第5	議案第66号 那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例	9
日程第6	議案第67号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	9
日程第7	議案第68号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
日程第8	議案第69号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
日程第9	議案第70号 那智勝浦町手話言語条例の制定	14
日程第10	議案第71号 損害賠償の額の決定について	15
日程第11	議案第72号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算(第4号)	16
日程第12	議案第73号 令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	22
日程第13	議案第74号 令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号)	25
日程第14	議案第75号 令和3年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算(第1号)	26
日程第15	議案第76号 令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第2号)	27
日程第16	議案第77号 令和3年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)	29
日程第17	議案第78号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第4号)	30
日程第18	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	34

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子

11番 森本隆夫

12番 亀井二三男

3. 会議録署名議員の氏名

2番 東 信介

3番 曾根和仁

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 堀 順一郎

副町長 矢熊義人

教育長 岡田秀洋

消防長 湯川辰也

総務課長 塩崎圭祐

教育次長 田中逸雄

会計管理者 三隅祐治

病院事務長 下 康之

税務課長 網野宏行

住民課長 在仲靖二

福祉課長 榎本直子

観光企画課長 佐古成生

農林水産課長 西 眞宏

建設課長 楠本 定

水道課長 村上 茂

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長 寺本尚史

事務局主査 疋田晋一

事務局副主査 北郡克至

事務局主事 山田倫也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、換気の必要性から議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、今回も議長席と発言席においてはマスクを外しての発言を可とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和3年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

2番東信介君、3番曾根和仁君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

10番中岩君。

○議会運営委員長（中岩和子君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について報告をさせていただきます。

12月3日、委員会を開催いたしました。

本定例会に付議すべき事件は、報告1件、議案13件、諮問1件の合計15件となっております。

会期は、本日12月9日から12月17日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会

3日、純休会2日となります。

別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案につきましては、1件を予定しているとのことでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から12月17日までの9日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から12月17日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず初めに、新宮市立医療センターの分娩休止についてでございます。

来年3月以降の分娩の休止が発表され、妊娠されている方々やその家族をはじめ多くの方々に不安が広がっておりました。私のところへも、子育て世代を中心に切実な声が多数届いております。私自身も非常に危機感を持っております。近隣の市町村長とともに協議を行いまして、先日は和歌山県庁に出向き、今後の取組であるとかということを確認をいたしましたところでございます。当地方で安心して出産や子育てができるように、近隣市町村とも協力をして、医師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の関係でございます。

当地方においても、感染の報告がない日が続いておりますが、新たな変異株の発生や第6波の流行が懸念される等、予断を許さない状況が続いております。

新型コロナワクチンの3回目の接種につきましては、12月10日から医療従事者の接種が開始をされ、町民の皆様方への接種は1月24日から開始する予定でございます。迅速な接種に向けて体制を確保してまいります。これから人々の往来が多くなる年末年始を迎えますが、町民の皆様におかれましては、基本的な感染予防対策を引き続きお願いを申し上げます。

観光関連の報告でございます。

本町の主要産業である観光業も、コロナ禍で大きな影響を受けておりますが、9月の緊急事

態宣言解除以降、明るい兆しが見えてきてございます。観光機構が実施する宿泊クーポン助成や和歌山県が実施するわかやまリフレッシュプランが好調で、緊急事態宣言解除に伴い、旅行需要が高まっていることがうかがえます。

また、那智勝浦町に宿泊いただいた修学旅行の件数が、一昨年度、約10校から今年はこれまでに今年度189校と、町と観光機構の取組により大きく増えてございます。

11月には、一般社団法人那智勝浦観光機構が、観光庁が推奨する観光地域づくり法人に正式に登録をされました。登録により、受けられる補助メニューが増え、観光機構の活動の幅が広がります。今回の登録DMOへの登録を受け、私は観光機構の理事長を務めておりましたが、11月19日付で退任をいたしました。かねてより、法人登録が済めば、理事長は民間の方に努めていただきたいと考えておりましたので、このタイミングで理事長を退き、今後は理事として観光機構に携わってまいります。那智勝浦町の観光振興を観光機構と共に推進してまいりますので、引き続き御協力と御理解をお願いを申し上げます。

次に、今年7月に、那智勝浦町ふるさと大使に就任をいただきました広瀬香美さんが本町に里帰りをされました。以前から招待を申し入れておりましたが、12月4日、5日の日程でお母様と一緒に御訪問をいただきました。お生まれになった旧の町立温泉病院や広瀬さんのお父様が設計と工事をされたトンネル等、思い出の土地をお母様と共に巡られました。その模様がインターネットのユーチューブで後日紹介されるとのことでございます。大変発信力のある方であり、今後も本町のPRに御協力いただけるものと考えてございます。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は15件でございます。その内訳は、専決処分の報告が1件、条例の一部改正が4件、条例の制定が1件、損害賠償額の決定1件、令和3年度補正予算7件、人権擁護委員の推薦1件でございます。

報告第17号は、人事院勧告に伴い、職員の期末手当の支給率の改正と職員の給与条例を引用している特別職の給与条例及び議会議員の報酬条例の改正を専決処分したことについて議会の承認を求めるものでございます。

議案第66号公告式条例の一部を改正する条例につきましては、条例の公布等で利用する掲示板について、現在5か所あるものを本庁1か所に集約改正をするものでございます。

議案第67号税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴うものでございます。

議案第68号国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものでございます。

議案第69号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、保育所の事業者が書面等で行うことが規定または想定されるものを電磁的方法による対応も可能とする改正を行うものでございます。

議案第70号手話言語条例につきましては、手話は言語であることを明確にするとともに、手話への理解、推進、普及に関する施策推進に努めるため、手話言語条例を制定するものでござ

います。

議案第71号の損害賠償の額の決定につきましては、町立温泉病院に損害の補償について申立てがあり、損害を補償する額が決定をしたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号は、令和3年度一般会計補正予算であり、主なものといたしましては、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の調整と勝浦小学校敷地造成工事費やふるさと納税事業費に係る経費の補正で、歳入歳出それぞれ177万8,000円を追加し、予算総額84億1,227万9,000円とするものでございます。

議案第73号は、国民健康保険事業費特別会計の補正予算であり、人事院勧告に伴う人件費の調整と出産育児一時金の支出実績による増額等について、補正をお願いするものでございます。

議案第74号は、後期高齢者医療事業費特別会計の補正予算であり、後期高齢者広域連合納付金について、補正をお願いするものでございます。

議案第75号から議案第77号につきましては、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計の補正予算であり、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の調整について、補正をお願いするものでございます。

議案第78号は、病院事業会計に係る補正予算であり、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の調整、損害賠償金、PCR検査機器2台購入に係る経費の補正をお願いするものでございます。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につきましては、現職委員から退任の申入れがあり、受理されたために、新たに委員を推薦いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました15件の概要でございます。その詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願いを申し上げます。諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 報告第17号 専決処分（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について**

○議長（荒尾典男君） 日程第4、報告第17号専決処分（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第17号専決処分（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和3年11月30日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

関係資料のほうで説明させていただきますので、資料のほうを御覧願います。

改正概要についてでございます。

今回の改正につきましては、①令和3年人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、本町職員の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

また、②本町職員の期末手当の支給割合の改定に伴い、特別職及び議会議員の支給割合についても改定するものでございます。

なお、月例給については、民間給与との格差が極めて小さいことから、改定を行わないこととされたところでございます。

続きまして、改正内容でございます。

四角の枠内を御覧願います。

第1条では、一般職の職員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.15月分の引下げを行い、100分の112.5と改めるものでございます。

また、再任用職員の期末手当についても、年間支給月数を12月期分でまとめて0.10月分の引下げを行い、100分の62.5に改めるものでございます。

第2条でございます。第1条で改めました期末手当の0.15月分の引下げを令和4年度以降について6月期と12月期の2回の期末手当でマイナス0.15月分となるように均等にするため、分割して0.075月分の引下げを行い、100分の120に改めるものでございます。

また、再任用職員の期末手当についても、0.10月分の引下げ分を令和4年度以降においては6月期、12月期に分割して0.05月分の引下げを行い、100分の67.5に改めるものでございます。

第3条でございます。那智勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の第9条第2項の改正でございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一般職の期末手当支給割合を引用している箇所を改正し、また特定任期付職員の期末手当について、年間支給月数を12月期でまとめて0.05月分の引下げを行い、100分の165を100分の160に改めるものでございます。

第4条でございます。令和4年度からの適用として、第3条で改めました一般職の期末手当支給割合を引用した箇所を改正し、また特定任期付職員の期末手当の支給率100分の160を令和4年度以降について6月期と12月期の2回の期末手当で均等にマイナス0.05月分となるよう分割して、0.025月分の引下げを行い、100分の162.5に改めるものでございます。

次の四角の枠内を御覧願います。

第5条でございます。町長、副町長及び教育長の給料その他の給与条例の一部改正でございます。職員の給与に関する条例の一般職の期末手当支給割合を引用している箇所を改正し、町長、副町長及び教育長の期末手当について、年間支給月数を12月期でまとめて0.15月分の引下

げを行い、100分の127.5に改めるものでございます。

第6条でございます。職員の給与に関する条例の一般職の期末手当支給割合を引用している箇所を改正し、第5条で改めました町長、副町長及び教育長の期末手当について、令和4年度以降は6月期及び12月期の2回の期末手当で均等にマイナス0.15月分となるようにするため、100分の135と改めるものでございます。

第7条でございます。議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

次のページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一般職の期末手当支給割合を引用している箇所を改正し、また議会議員の期末手当について、年間支給月数を12月期分でまとめて0.15月分の引下げを行い、100分の127.5に改めるものでございます。

第8条でございます。こちら職員給与に関する条例の一般職の期末手当支給割合を引用している箇所を改正し、第7条で改めました議会議員の期末手当について、令和4年度からは6月期及び12月期の2回の期末手当で均等にマイナス0.15月分となるようにするため、100分の135と改めるものでございます。

最後に、この条例により減額となる令和3年12月の期末手当の基準日が12月1日であることから、11月30日以前に条例改正の必要がございましたが、議会招集のいとまがなく、専決処分とさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第17号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~


日程第5 議案第66号 那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第66号那智勝浦町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第66号について御説明申し上げます。

〔議案第66号朗読〕

次のページをお願いいたします。

本条例につきましては、地方自治法の規定に基づき、条例等の公布、施行の手續及び規則、規定の公布、公表、施行の手續について規定するものでございますが、その条例等を公布する掲示場について、その必要性等を鑑みて改正をお願いするものでございます。

新旧対照表を御覧願います。

第2条第2項については、町内の掲示場5か所を示してございます。従前、6か所の掲示場のうち、天満公民館の建て替え工事に伴い、現在5か所の掲示場となつてございますが、これらを役場本庁の1か所に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例については、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第67号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第67号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 議案第67号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法の改正に合わせて那智勝浦町税条例を改正するものでございます。

改正資料について、新旧対照表と関係資料をお配りさせていただいております。説明は関係資料でさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、関係資料をお願いいたします。

第24条第2項は、個人の町民税の非課税の範囲を規定するもので、地方税法の改正により控除対象扶養親族の定義が具体的に規定され、非居住者の規定が追加、見直しされることに伴う改正でございます。

次に、第36条の2第8項は、町民税の申告を規定するもので、町民税均等割の課税の申告規定の参照先が誤っていたため改正するものでございます。

次に、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族の申告書と、その下の行、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等を規定するもので、地方税法の改正により控除対象扶養親族の定義が具体的に規定され、非居住者の規定が追加、見直しされることに伴う改正でございます。

次に、附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制を規定するもので、医療費控除の適用を令和4年度までから令和9年度までに5年間延長して改正されることに伴う改正でございます。

次に、附則第10条の2第24項は、地方税法附則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合を規定するもので、浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設を設置した場合、固定資産税の課税標準の特例について地方税法に新たに規定されたことに伴い、項を追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第68号 那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第68号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第68号那智勝浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第6条は、出産育児一時金について定めたもので、改正前の40万4,000円を改正後40万8,000円に改めるものでございます。出産育児一時金の実際の支給総額は、この支給額に第6条の条文ただし書による規則で定めた3万円を上限とした加算額との合計額となっております。

お配りしております関係資料を御覧ください。

規則による加算額は、産科医療補償制度の掛金に基づき設定されており、現行は1万6,000円で支給総額は42万円となっております。今回、この産科医療補償制度の掛金を1万2,000円に引き下げることとなり、改正を行わないと支給総額が減額となりますが、少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額の42万円を維持するため、健康保険法施行令が改正されましたので、これに伴い条例を改正するものでございます。

2枚目の条文をお願いいたします。

附則。施行期日、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

経過措置、この条例施行の日前の出産に係る那智勝浦町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとしてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第69号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第69号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第69号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給の対象として認められる保育所、認定こども園、幼稚園をいい、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる家庭的保育事業等をいい、給付の支給対象であるかどうかを確認するための運営基準を定めたものでございます。

今回の改正は、令和3年8月2日に国の基準の一部を改正する府令が公布されましたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

関係資料といたしまして、関係資料と新旧対照表を添付しています。

関係資料をお願いします。

1、改正の趣旨でございます。

改正の趣旨といたしましては、参酌すべき国の基準が改正され、本改正が利用者の利便性向上や事業者等の業務軽減につながる改正であることから、国の基準に準じて改正するものでございます。

2、改正内容でございます。

デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法によることができる規定を追加する改正でございます。

規定の追加につきましては、これまで第5条及び第38条において、利用者の申出があった場合に電磁的方式による処理を行うことができる旨を規定していましたが、その条文を削除し、新たな条文として第4章雑則、第53条において規定し直しております。

第53条第1項は、保育所等の事業者等の業務負担等を図る観点から、事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定しています。

第53条第2項から第5項は、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務分担軽減の観点から、保護者への説明等のうち書面等で行うものについて、電磁的方法によることができる旨を規定しています。

第53条第6項は、保育所等を利用する保護者の同意の取得についても、電磁的方法によることができる旨を規定しています。

そのほか、第42条第1項第3号において、所要の語句の整備を行っています。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

また、資料といたしまして、新旧対照表を添付していますが、説明は割愛させていただきます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第70号 那智勝浦町手話言語条例の制定

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第70号那智勝浦町手話言語条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第70号について御説明申し上げます。

〔議案第70号朗読〕

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語でございます。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。平成18年には、国連の障害者権利条約に手話が言語であることが明記され、平成23年には、我が国においても、障害者基本法において手話は言語として位置づけられたものの、手話が言語として認められなかった歴史や手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、手話を必要とする聾者は、あらゆる分野での社会参加や共生社会に参加するのが難しい現状が今でも残っております。

本議案につきましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する理解を深め、聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指し、本条例を制定するものでございます。

2ページをお願いします。

那智勝浦町手話言語条例。

第1条では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及や手話を使用されやすい環境の整備を図るための町の責務及び町民の役割を明らかにし、全ての町民が共生することのできる地域社会の実現に資するという条例の目的を定めてございます。

第2条では、基本理念といたしまして、手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行わなければならないと定めております。

第3条では、町の責務といたしまして、基本理念にのっとり、手話の普及を図り、手話を使用されやすい環境を整備するための施策を推進することを定めています。

第4条では、町民の役割といたしまして、基本理念に対する理解を深め、施策に協力するよう努めることを定めているものでございます。

第5条では、施策を推進するための方針といたしまして、施策を総合的かつ計画的に実施するものとし、国、県及び周辺の市町村と連携に努めることを規定しております。

第6条では、本条例に関し、必要な事項は別に定めるものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

なお、他市町村の条例の制定状況でございますが、令和3年10月1日時点、31都道府県389市区町村で制定されてございます。和歌山県内におきましては、和歌山県が平成29年12月26日に制定し、市町村につきましては、県下30市町村中、22市町村が制定済みとなっております。

今後の本町の取組といたしまして、基本理念にのっとり、手話の普及を図り、手話の理解を深めるため、広報やホームページによる積極的な広報活動に努めてまいります。

また、通訳士の養成も重要であり、今後も手話奉仕員養成講座の継続と受講者の確保に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第71号 損害賠償の額の決定について

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第71号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第71号について御説明申し上げます。

〔議案第71号朗読〕

1、損害賠償の発生の原因となる事実としまして、令和3年8月23日、那智勝浦町立温泉病院の入院患者が、転院時に介護サービスを利用した後に新型コロナウイルス感染が判明し、介護サービス事業者が濃厚接触者となり、休業しなければならなくなったものです。

2、損害賠償の相手方は、新宮・東牟婁圏域の介護サービス事業者です。御本人からは、事

業者の特定につながる情報はなるべく控えてほしいと希望されておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3、損害賠償の額、一金53万1,000円です。

状況の説明をさせていただきます。

発生日は、令和3年8月23日です。当院から他の病院へ転院した患者様につきまして、転院先病院での検査で新型コロナウイルス感染が確認されましたが、転院の際に介護保険サービスを利用したため、事業者の職員が濃厚接触者として保健所から2週間の自宅待機を要請されました。幸い、事業者職員は感染しなかったのですが、個人事業主であり、2週間の営業ができなかったことで、この間の売上がゼロとなり、休業補償を求められました。交渉に当たり、賠償金額につきましては町顧問弁護士に助言をいただきました。交渉の結果、2週間分の休業補償として33万1,000円、慰謝料として1週間当たり5万円の4週間分で20万円、合計53万1,000円と算定しています。2週間の自宅待機後に事業を再開しても、すぐに利用の予約が入ってこなかったという事情もあり、慰謝料を4週間分算定しています。このほど、御本人と病院の協議が調いましたので、合意書を交わしたく、本議案をお願いするものでございます。

今回の事案につきましては、病院が加入している賠償保険の対象にはなりませんので、保険等からの補填はございません。

再発防止策としまして、退院時や転院時にはPCR検査を行いまして、陰性を確認しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第72号 令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第72号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第72号令和3年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億1,227万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額84億1,050万1,000円に補正額で177万8,000円を追加し、計で84億1,227万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から、5ページをお願いいたします。款12諸支出金までで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、公共事業等債から臨時財政対策債まで、補正前の限度額計5億879万8,000円から4,032万9,000円を減額し、補正後の限度額を4億6,846万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ177万8,000円の減額をお願いしてございます。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金37万4,000円、地方債2,270万円、その他3,500万円のそれぞれ増額で、一般財源は5,629万6,000円の減額となっております。

9ページをお願いいたします。

総務課の関係について御説明申し上げます。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は673万3,000円の増額で、計で32億1,096万8,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

下段の款22町債、項1町債、目6土木債から目11消防債まで、説明欄記載の各事業の財源と

して補正をお願いするものでございます。

目8臨時財政対策債につきましては、額の確定により6,302万9,000円の減額補正をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、人件費についての補正について御説明申し上げます。

このページ、款1議会費の目1議会費から、27ページの款9教育費の目1社会教育総務費までの各科目におけます節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、それぞれ補正をお願いしております。これは、4月1日付人事異動などによります調整、人事院勧告による期末手当の減額に伴う補正となっております。

令和3年度の人事院勧告につきましては、先ほど報告第17号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分御説明させていただきましたとおり、期末手当について、年間支給月数を0.15分引き下げたところでございます。これを本町の一般職の職員構成で計算いたしますと、一般会計では、1人当たり平均4万6,897円の減額で、合計909万8,000円の減額、これに伴います共済負担金で174万3,000円の減となり、合計で1,084万1,000円の減額となっております。病院事業会計を除いた会計全体では、1,197万6,000円の減額となっております。また、議員を含めました特別職におきましては、手当で180万4,000円の減となっております。

人事異動等によるものにつきましては、退職時における減額などで、一般会計では給料で2,809万8,000円、職員手当で1,316万7,000円の減額、共済組合負担金で526万1,000円の減額となっております。病院事業会計を除いた会計全体では、給料で3,124万円の減額、手当で2,113万5,000円の減額、共済組合負担金で635万5,000円の減額となっております。

なお、この後の各科目における人事異動及び人事院勧告に伴う人件費につきましては、説明を省略させていただきたくお願い申し上げます。

25ページをお願いいたします。

下段の款8消防費、項1消防費、目6災害対策費、節14工事請負費、補正額で900万円をお願いしております。勝浦小学校敷地造成工事につきましては、勝浦小学校の第2グラウンドのかさ上げを進めているところでございますが、安全対策としてのモルタル吹きつけについて、伐採後の現地確認の結果、その吹きつけ面積が増大したこと、また7月から8月にかけて長雨が続いたことから、防泥、防じん対策、濁水処理対策等の環境対策費に不足が生じたことから、補正をお願いするものでございます。

29ページをお願いいたします。

このページから35ページにわたり、補正予算給与費明細書をつけさせていただいてございます。説明のほうは割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○**税務課長（網野宏行君）** 税務課の関係につきまして、御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、節3職員手当等、説明欄4行目の超勤手当44万円は、1名退職による超過勤務時間の増加に伴う増額補正をお願いするものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**議長（荒尾典男君）** 住民課長在仲君。

○**住民課長（在仲靖二君）** 住民課の関係について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の34万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金で、人件費に係る補正でございます。

目2国民年金事務費、節12委託料19万8,000円につきましては、説明欄記載の電算システム改修業務委託で、法改正に伴い、資格取得のお知らせとして国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に令和4年1月1日から切り替えることとなっており、再交付等の申請書を追加するための改修費用をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**議長（荒尾典男君）** 福祉課長榎本君。

○**福祉課長（榎本直子君）** 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節7子ども・子育て支援事業費補助金68万2,000円は、児童手当の特例給付に関する制度改正等に伴い必要となる電算システム改修費用に対する国庫補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料39万4,000円は、町老人クラブに町老人クラブ補助金といたしまして活動費を交付いたしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度老人クラブ連合会大会を開催しなかったことにより、補助金が減額となりましたことから、精算により県支出金返納金を返還するものでございます。

16ページをお願いいたします。

節27繰出金102万1,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴う介護保険事業費特別会計への繰出金の減額でございます。

17ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節12委託料68万2,000円は、児童手当法の一部改正に伴い、令和4年10月支給より特例給付の支給に所得上限額が設定されることや現況届の提出が原則不要になることから、必要となるシステム改修業務を委託するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節区分2まちづくり応援基金寄附金3,500万円の増額につきましては、今年度のふるさと納税に係る寄附金の決算見込みによる増額でございます。ふるさと納税に関しましては、本年9月より県内市町村と連携、協働して共通返礼品を導入し、本町の返礼品が大幅に増加いたしました。また、新たに電子旅行券をふるさと納税の返礼品として導入してございます。これら返礼品の拡充により、今年度のふるさと納税は前年比2倍を超える寄附額となる見込みでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10消耗品費1,070万円につきましては、ふるさと納税の増額分に係る返礼品代でございます。寄附額の30%を見込んでございます。続きまして、節11役務費711万円につきましては、備考欄記載の通信運搬費290万8,000円は返礼品の送料、手数料420万2,000円につきましては、ふるさと納税サイトの利用料や決済手数料等の取扱手数料を計上してございます。

次に、28ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金175万円と目6まちづくり応援基金費、節24積立金1,575万円は、ふるさと納税による寄附金をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。寄附額の50%を見込んでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

9ページ、下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節3道路メンテナンス事業費補助金30万8,000円の減額は、前年度に申請した額に対しまして、今年度の当初交付額が減少したことによるものでございます。

なお、説明欄記載、木戸浦4号橋撤去工事設計委託399万3,000円の減額につきましては、撤去工事を設計するに当たり、必要なJR敷地内の架線状況や架線柱と近接建築物などの高さ、形状を数値化し、3Dに図化する3次元地上レーザー測量を行う範囲と路線測量の減少に伴う

事業量の減によるものでございます。また、橋梁点検委託事業は、事業費確定による国庫補助金の減でございます。そして、説明欄 3 行目、橋梁維持修繕事業425万1,000円の増額につきましては、当初交付された国庫補助金と 2 件の委託事業補助金減額による差額の取扱いについて和歌山県に相談しましたところ、4 か所の橋梁維持修繕事業に係る補助金を追加申請し、このたびそれが認められたことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費の下段、目 3 橋梁維持費、節12委託料745万3,000円の減につきましては、額の確定と事業量減少に伴う説明欄記載 2 件の業務委託費減額でございます。続きまして、節14工事請負費745万3,000円は、説明欄記載、橋梁維持修繕に係る工事費の増額をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

項 3 河川費、目 2 河川改良費、節18負担金、補助及び交付金1,500万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、急傾斜地崩壊対策事業が 5 地区、小規模土砂災害対策事業が 2 地区、そして災害緊急がけ崩れ対策事業 1 地区、計 8 地区で和歌山県が実施しております土砂災害対策事業の地元県事業負担金でございます。

続きまして、25ページ、上段をお願いいたします。

項 5 都市計画費、目 2 下水道事業費、節27繰出金15万8,000円の減額は、人事院勧告に伴う人件費の減によるものでございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

25ページ、下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費、節 3 職員手当等、説明欄一番下の行に記載の防疫等作業手当につきましては、救急隊が新型コロナウイルス陽性患者及び疑い患者を搬送した場合に支給するもので、感染拡大の影響による支給対象件数の増加に伴い、79万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

歳出です。

款 9 教育費、項 6 保健体育費、目 3 体育文化会館費、補正額403万6,000円でございます。内訳につきましては、節 3 職員手当等が28万5,000円の補正、これは会計年度任用職員の期末手当で、当初予算編成時の積算誤りにより予算額に不足が生じたものでございます。今後このよ

うなことのないよう、予算編成に当たりましては留意してまいります。申し訳ございません。
節10需用費375万1,000円の補正につきましては、新型コロナウイルスのワクチン集団接種会場
として施設を使用したことにより、空調用ガス使用料や照明等の電気使用料が増加したため、
燃料費で161万3,000円、光熱水費で213万8,000円の補正をお願いするものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 議会事務局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 議会費の関係です。

11ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬2万円は、副議長改選による差額支給の分
です。節3職員手当等372万7,000円の減額のうち、説明欄下から2行目、議員期末手当の減額
として60万円が含まれております。

議会費の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時55分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時44分 休憩

10時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第73号 令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第

## 2号)

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第73号令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第73号について御説明いたします。

議案第73号令和3年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,845万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款4県支出金と款6繰入金金の補正で、歳入合計、補正前の額24億6,272万4,000円に補正額573万5,000円を追加し、24億6,845万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2保険給付費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、全額一般財源となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金の700万円につきましては、後ほど歳出で説明いたします委託料に係る特別調整交付金でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金の34万6,000円の減額につきましては、人事院勧告及び人事異動による人件費に対する一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金、節1基金繰入金の91万9,000円の減額につきましては、国民健康保険基金取崩しの減額でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節3職員手当及び節4共済費につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額でございます。節12委託料の440万円につきましては、特別調整交付金の中の結核性疾患及び精神病に係る療養費に対する交付分がございまして、これを専門業者に委託をし、全レセプトデータから詳細に抽出することにより、歳入の特別調整交付金を増額しようとするもので、年間700万円以上の増額を見込んでござい

す。

次に、款2 保険給付費、項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金の168万円につきまして、4 件分の補正をお願いするものでございます。現在、当初予算11件分に対して9 件の実績となっておりまして、また年度末までに出産予定が既に3 件ある状況でございます。今後の国保加入や転入の可能性も考え、今回4 件分の補正をお願いするものでございます。

目2 支払手数料につきましては、出産育児一時金に係る国保連合会への支払い委託でございます。

8 ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 1 件だけお伺いします。

特別調整交付金の申請業務委託、初めてのケースだと思うんですけども、普通調整交付金があって特別っていうんですから、災害その他特別な事情がある場合に交付されるっていうことだと思うんですが、こういう業者さんからこういう申請の仕方をするとう特別調整交付金をもらえるよみたいなそういう依頼があったのか、それとも国保連合会から、全体的に県内の国保の関係、こういうふうな補助金申請をなさい、交付金の申請をなさいというふうな性格のものなのか、そのあたりを教えてくださいと思います。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えいたします。

今回の特別調整交付金、精神、結核分ということで特別な分なんでございますけども、こちらのほう、民間業者からの営業によりまして県内各市町村に営業がかかっておりまして、無料トライアルということで試算をしていただきました。その結果、700万円から1,000万円の増額が見込めるということで、これをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。



採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第74号 令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第74号令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第74号について御説明いたします。

議案第74号令和3年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,350万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

款4繰越金の補正で、歳入合計、補正前の額4億9,028万8,000円に補正額322万円を追加し、計4億9,350万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計と5ページの歳出合計は同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4繰越金、項1繰越金の補正額322万円につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金の補正額322万円につきましては、令和2年度分の保険料に係る精算分を広域連合に納付するため、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第75号 令和3年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第75号令和3年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第75号令和3年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,399万1,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4繰入金金の補正で、歳入合計、補正前の額4,414万9,000円に補正額15万8,000円を減額し、計4,399万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計4,399万1,000円は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括といたしまして、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計におきまして、それぞれ15万8,000円を減額し、歳入歳出同額の4,399万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額15万8,000円の減額補正をお願いし、計4,160万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費15万8,000円の減額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第76号 令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第76号令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第76号について御説明申し上げます。

議案第76号令和3年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,383万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、人事異動及び人事院勧告による人件費の減額でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金、補正前の額21億3,485万6,000円から補正額102万1,000円を減額し、合計21億3,383万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

款1総務費及び款3地域支援事業費の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は一般財源でございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節5その他一般会計繰入金102万1,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等による人件費の減額に係る一般会計からの繰入金の減額でございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで207万9,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額でございます。

8ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費、節2給料から節4共済費まで105万8,000円の増額につきましても、人事異動等による人件費の増額によるものでございます。

9ページ以降は、補正予算給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第77号 令和3年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第77号令和3年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第77号令和3年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明させていただきます。

第1条、令和3年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億2,121万9,000円に補正予定額756万7,000円を減額し、計5億1,365万2,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億6,155万8,000円に補正予定額756万7,000円を減額し、計4億5,399万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額7,049万4,000円に補正予定額756万7,000円を減額し、6,292万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画でございます。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額756万7,000円におきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減額により補正をお願いするものでございます。

3ページから6ページにつきましては、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第78号 令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第78号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第78号令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額25億1,136万円に補正予定額155万2,000円を追加し、計25億1,291万2,000円。

第2項医業外収益5億7,719万3,000円に同じく155万2,000円を追加し、計5億7,874万5,000円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款病院事業費用、既決予定額25億4,681万1,000円から補正予定額4,327万6,000円を減額し、計25億353万5,000円。

第1項医業費用24億6,486万4,000円から同じく4,327万6,000円を減額し、計24億2,158万8,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額を1億2,775万6,000円に改める。）

収入の部、第1款資本的収入、既決予定額5,149万5,000円に補正予定額350万円を追加し、計5,499万5,000円。

第3項補助金1,488万円に350万円を追加し、計1,838万円とするものです。

続いて、支出の部です。

第1款資本的支出、既決予定額1億7,575万1,000円に補正予定額700万円を追加し、計1億8,275万1,000円。

第1項建設改良費4,639万9,000円に700万円を追加し、計5,339万9,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、既決予定額14億4,398万6,000円から補正予定額4,443万4,000円を減額し、計13億9,955万2,000円とするものです。

3ページ、4ページは予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部。

款1病院事業収益、項2医業外収益、目8補助金155万2,000円は、2件の国庫補助金を受け入れるものでございます。

続いて、支出の部です。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額はマイナス4,443万4,000円で、人事院勧告に伴う期末手当の減額及び4月以降の人事異動などによる金額の調整で、節1報酬から7ページの節14法定福利費まで、それぞれ記載のとおり補正をお願いしております。期末手当の減額につきましては、手当額で703万9,000円、共済組合負担金で129万1,000円、合計833万円の減となっております。

7ページをお願いいたします。

目2経費、補正予定額115万8,000円、節4職員被服費62万7,000円は、ローカルDMAT養成研修を受講する職員8名分の制服作製費用となっております。このローカルDMATとは、和歌山県内の災害に限定して活動する災害医療派遣チームで、災害派遣のほか当地方で災害が発生し、全国よりDMAT隊が当院に派遣される場合の受入れ体制の構築や協働活動を行うことを想定しております。それらに必要な専門的な知識、技術を習得するため、当院の医師、看護師、医療技術員、合わせて8名が県主催の養成研修を受講する予定となっております。

続きまして、節19雑費53万1,000円は、先ほど御可決いただきました議案第71号の損害賠償金を計上しております。

続いて、資本的収入及び支出、収入の部です。

款1資本的収入、項3補助金、目2県補助金、節1県補助金、補正予定額350万円は、後ほど支出の部で説明いたしますPCR検査装置の財源となる補助金で、装置1台分の補助金の受入れを予定しております。

続いて、支出の部。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、節1備品費700万円は、PCR検査装置2台分の購入費用となっております。この装置につきましては、1つの検体で新型コロナとインフルエンザの同時検査が可能で、20分程度で結果が出ます。検体採取が1回で済み、患者様の負担軽減になることと冬のインフルエンザ流行期とコロナ再拡大に備え、検査体制を充実させるため、2台整備するものです。財源につきましては、1台が先ほどの県補助金、もう一台が自主財源を見込んでおります。

8ページから12ページまでは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

10番中岩君。

○10番（中岩和子君） 1件お尋ねをいたします。

先ほど説明いただきましたPCR検査装置2台をお買いになるという御予定だそうでございますが、これは県から350万円ですか、補助金が出るということで、それはまあ言ったら丸々もらえるんで、ただ同然でこちらのほうへ設置できるということでございますでしょうけど、PCR検査というのが今どれぐらい稼働しているかなんですよ。その前にも検査の機械を3台、あると思うんです、今までに買ってるのが。今度はインフルエンザも一緒にできるんで、すぐできる、また20分ぐらいでできるということで大変便利なものだとは思いますが、今のうちの状況を見て、そんなにたくさんのPCR検査が、インフルエンザもあるんでしょうけど、もう1台で間に合わんというほど稼働されているかどうかです。それで、一度、2台を一遍に買うんじゃなくて、1台を県からの、こうして用意してくださる県からのものを一旦使ってみて、それでもなおかつ稼働でもうとてもじゃないけど機械が動いて足りませんというんやったら分かるんですけど、今のうちの町内の状況を見て、前からのある機械も使っていれば、2台も一遍に買う必要があるんやろかと思っておりますんですけど、その点どうお考えなんでしょうか。状況はどうなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

PCR検査機器についての御質問をいただきました。現在、PCR検査の件数等の現状であります。1か月当たり200件ほどの検査を行っております。そして、現在当院としましては、検査機器を3台補助金によって整備させていただいております。最大一度に6名分の検査ができるような体制を取っております。

そして、今回新たに整備を予定しておるものは、先ほど申しましたとおり、インフルエンザ

とコロナの両方の検査を1つの検体でできるということで、これは患者さんの負担軽減にはすごく役立つということ、そして20分程度で結果が出るというところで、早く結果が出るというもので、ぜひとも整備していきたいと考えております。

ただ、2基必要かという御質問でもありまして、今後の流行によるところが大きいかと思いますが、今回県の補助金を活用しましてまず整備するものがあります。そちらにつきましては、県のほうで台数を確保していただいております、予算を御可決いただけましたらすぐに発注いたしまして、年内に納入されるという予定になっております。ですので、そちらのほうの使い勝手をまず見た上で、2基目の予算執行については十分注意してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 10番中岩君。

○10番（中岩和子君） それでは、一度に2基を買うということではないんですね、これ。1基、県から頂いたのを様子を見た上で、状況を見て、流行の状況もありますし、利用頻度もありますし、そういうふうな状況を見て、次のもう一台を考えるとということで、そういうふうにして理解してよろしいんですか。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） まず、発注につきましては、まずは県の補助金を活用したものにつきまして発注をさせていただきます。その上を見た上で、2基目については判断することとしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

9番加藤君。

○9番（加藤康高君） すいません、同じPCRの件なんですけども、今の話でいきますと、3台が現状ありまして、1台新しく導入して4台でやってくることだと思うんですけど、これは実際、今、状況はPCR検査自体、頻度が、今先ほど聞きますと、1か月で200名程度ですか、やっていると。大分前に聞かせてもらったんですけど、今、個人、自分がPCRを受けたいとかっていう人とかは受入れはしているんですか。そこらはどうなのか。病院で先生の指示によってPCRを受けるっていうのは分かるんですけども、今そういう、今後、第3波云々の中で仕事とかでよそへ行ったりする場合のそれは前にも聞かせてもらったんですけども、そういう個人、先生の承諾なしに自分からお願いしますっていう形での検査等はできるのか、そこら辺教えてください。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

御質問は、陰性確認のための検査ということ、自費検査のことかと思えます。当院でも、広く周知はしておらないんですが、希望がありましたら、自費での検査等には対応しております。陰性でありましたら陰性の証明も発行しておるような状況でございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） もうちょっと詳しく説明してもらいたんですけど、3台が今あって、それは、検査の時間っていうのは何時間かかかるんやと思うんですけど、今度の新たなやつは20分で検査されるっていうことで、そういうふうに理解して、それで1台で1回に6人分が検査できるということですか。その掛ける3があって、1か月で200ぐらいの検体を検査されたあるということなんですか。その辺、詳しく説明してください。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

現在整備しているPCR検査機器につきましては、合計3台でありまして、1台が一度に4検体検査できるもの、これは1時間程度です。そして、あと2台につきましては、1回1検体ずつ、これも1時間程度で結果が出るということで、同時に稼働すれば6人分が1時間程度で稼働できるというものでございます。今回お願いいたしますのは、一度には1検体ずつであります。検査時間が20分程度と短くなっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 諮問第1号について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき、法務大臣の委嘱によるものでございますが、同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。

現在、本町における人権擁護委員は6名の委員で活躍していただいております。今回、委員でいらっしゃいます山口史朗氏が一身上の都合により令和3年11月30日をもって退任したことから、後任といたしまして小林真人氏を推薦いたしたく、お諮りするものでございます。

小林氏は、平成26年3月までの長年にわたり、小・中学校の教諭として新宮東牟婁地域の教育に携わってまいりました。教諭退職後は、地域の一員として、平成29年4月から地区の人権相談員に就任、地区役員や副区長を務めた後、平成31年4月から現在に至るまで区長を務められていらっしゃいます。高齢化が進み、様々な課題が生じている地域の中で、地域の方が安心して暮らしていけるよう御尽力いただいているところでございます。また、長年の教諭としての経験を生かし、令和2年4月からは、宇久井中学校学校運営委員会委員を務め、地域との協働による学校づくりにも貢献していただいております。このようなことから、地域住民の信頼も厚く、人権擁護に理解があり、今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦いたしたく、お諮りするものでございます。

なお、今回、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和4年7月1日から3か年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時41分 散会